

平成二十二年十月五日提出
質問第一二五号

台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する質問主意書

去る八月二十一日、台湾の植物検閲当局より、山梨県産もも生果実において、モモシンクイガの幼虫が発見された旨の通知があり、同月二十三日、農林水産省が山梨県産りんご、なし、もも及びすもも生果実に対する植物検閲証明書の交付を暫定的に停止した。私の地元の青森県は全国一のりんご生産県であり、台湾へ輸出している年間約二万トンのりんごのうち、約九割を青森県産が占めている。同じ年度に二回目のモモシンクイガの発見があれば、日本全国から台湾向けの生果実の輸出が全て停止されることとなっており、青森県のりんご生産者にとっては大打撃となる可能性がある。よって、国による早急な対策が必要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 本年十二月までに、台湾向けの輸出農産物からモモシンクイガが検出されないよう、具体的な対策をいつまでにとる予定か。

二 台湾向け輸出用生果実からモモシンクイガが検出されないよう、今後どのような検閲体制をとるのか。

三 モモシンクイガが発生しないために、青森県を始めとする生産者に対する情報提供や、生産体制に対する指導などを今後どのように行うのか。

右質問する。